

【臨時休業における対応について（R2.3.5 現在）】

特別支援学級等に在籍し、障害のある児童、自宅等で過ごすことが困難な児童について、本校でも対応いたしますので、連絡してください。

1 対 象

(1) 特別支援学級等に在籍し障害のある児童

対 象：次の要件をすべて満たす児童

- 障害福祉サービス等を利用できない。
- 保護者が仕事を休むことができない。
- 自宅等で一人で過ごすことができない。

(2) 自宅等で過ごすことが困難な児童

対 象：次の要件をすべて満たす児童

- 児童クラブで受け入れができない。
- 小学校下学年（1年から3年まで）
- 保護者が仕事を休むことができない。
- 小学校4年生以上の兄弟がいない。
- 祖父母や親戚等による見守りができない。

2 期間等

期 間：(学校が許可する日) から3月25日(水曜日)のうち平日

時 間：8時30分から15時

3 注意事項

- 登下校は、保護者の責任とします。
- 弁当、水筒等は各自で準備してください。(給食はありません。)
- 自習に必要な学習用具等は各自で準備してください。
- 必要以外のものは持たせないでください。(漫画やゲーム機等)
- マスクを着用させてください。
- 毎朝自宅で検温を行い、風邪の症状や体温が37度以上ある場合は登校させないでください。また、自宅に同様の症状の人がいる場合も登校させないでください。
- 学校から許可を得たのち欠席をする場合は、学校に連絡してください。また、学校からの緊急連絡には対応できるようにしておいてください。
- 特別支援学級に在籍する児童は、直接学校に連絡してください。